



四日市基署発 0519 第1号
令和5年5月22日

四日市労働基準協会長 殿

四日市労働基準監督署長



労働災害防止対策の徹底について（要請）

時下、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、労働基準行政の推進につきまして、格別のご理解、ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当署管内の労働災害発生状況は、ウイズコロナ政策に伴う経済活動の活性化を背景として、増加傾向が続いており、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが5類に移行したことから、今後、さらに増加することが懸念されます。

令和4年の全産業における死亡者数は5人と前年から半減したものの、死亡災害ゼロには程遠い状況であり、休業4日以上の死傷者数は835人と対前年比95人（12.8%）増加となりました。（別紙グラフ1及び4参照）

また、事故の型を見ると、死亡災害では「墜落・転落」が全体の3割近くを占め、「交通事故」も2割以上を占めています。

休業4日以上の死傷災害における事故の型では、「転倒」と「動作の反動・無理な動作」といういわゆる行動災害が全体の4割近くを占めている状況です。（別紙グラフ3及び6参照）

このような災害の原因として、機械設備の不備、リスクアセスメントの実施不足、人手不足を背景とした非正規労働者増加に伴う安全衛生教育の不足、危険感受性の低下、4S活動等の事業場としての安全衛生活動の形骸化（マンネリ化）が考えられるところです。

つきましては、傘下事業場に対しまして、『労働災害の発生が労働生産性を阻害する大きな要因であること』、『人材を確保するためには、労働者が安全で安心して働くことができる職場づくりが必要であること』に留意しつつ、下記取組みを徹底し労働災害防止に努めていただきますようお願い申し上げます。

なお、本年は、「第14次労働災害防止対策」（別添資料1参照）の初年度となり、三重労働局では「令和5年死亡災害撲滅・アンダー2,000みえ推進運動」（別添資料2参照）を展開することとしておりますので、ご協力賜りますよう併せてお願い申し上げます。

記

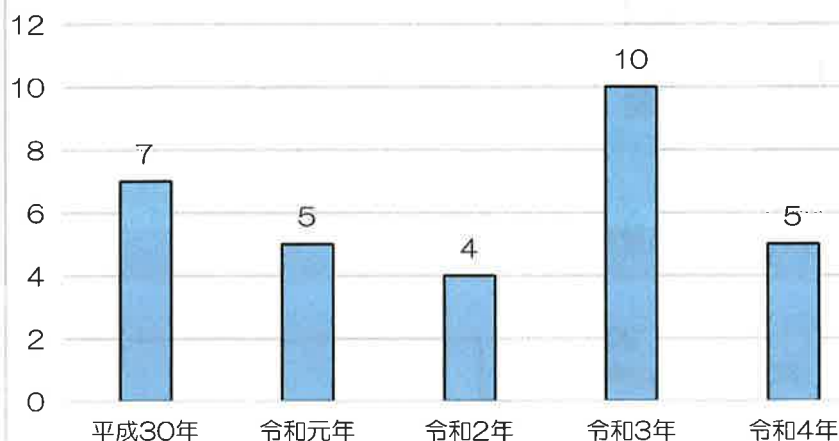
- 1 安全衛生委員会等において、定期的にリスクアセスメントに関する審議を行い、その進捗状況を確認する等、リスクアセスメントを効果的かつ継続的に進めること。
- 2 労働者（非正規労働者を含む）の実情に合わせた安全衛生教育を計画的かつ継続的に実施するとともに、危険感受性の向上を図るような工夫した内容とするよう配慮すること。
- 3 効果的な安全パトロールを定期的実施し、不安全作業や不安全行動を排除すること。
- 4 4 S 活動をはじめとする安全衛生活動の活性化を図り、労働者の安全衛生意識の高揚を図ること。
- 5 安全衛生に関する知識等の伝承を視野に入れた後継者育成を進めること。



四日市労働基準監督署管内の労働災害発生状況

1 死亡災害について

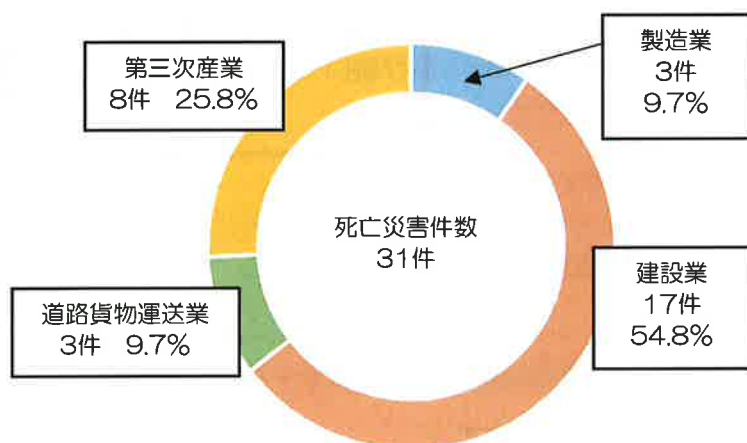
1 死亡災害発生状況の推移（平成30年～令和4年）



過去5年間において、29名の尊い命が労働災害により失われています。

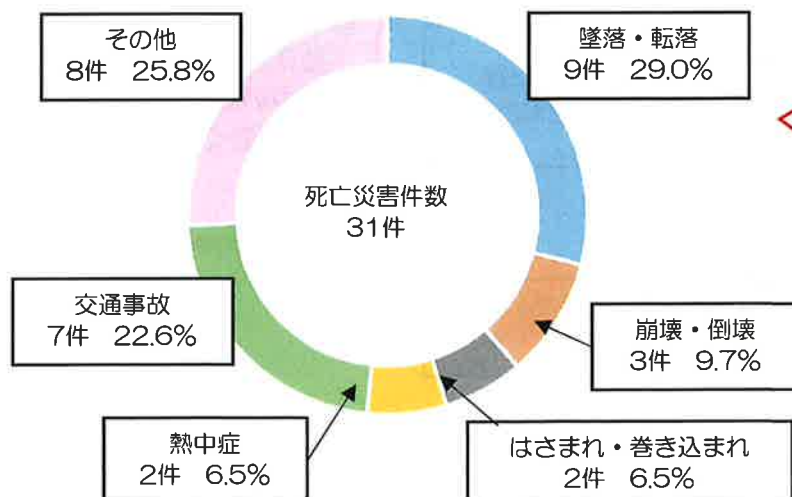
死亡災害の撲滅が、なかなか達成できない状況です。

2 死亡災害に係る業種別内訳（平成30年～令和4年）



死亡災害における業種に目を向けると、建設業が全体の6割近くを占めるほか、第三次産業においても多く発生しています。

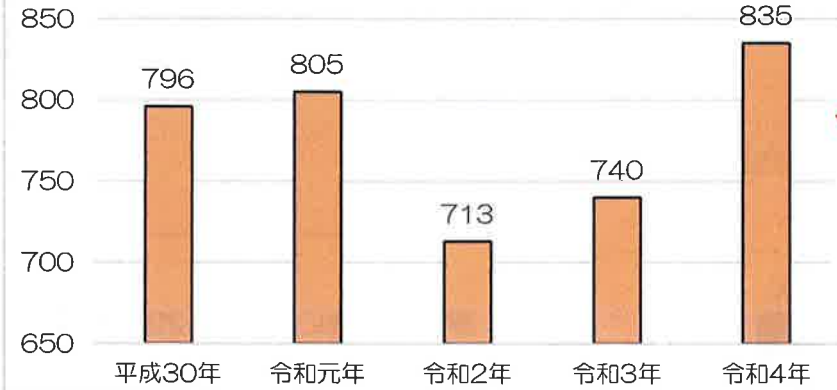
3 死亡災害に係る事故の型別内訳（平成30年～令和4年）



死亡災害における事故の型に目を向けると、「墜落・転落」が全体の3割近くを占めるほか、「交通事故」も非常に多く発生しています。

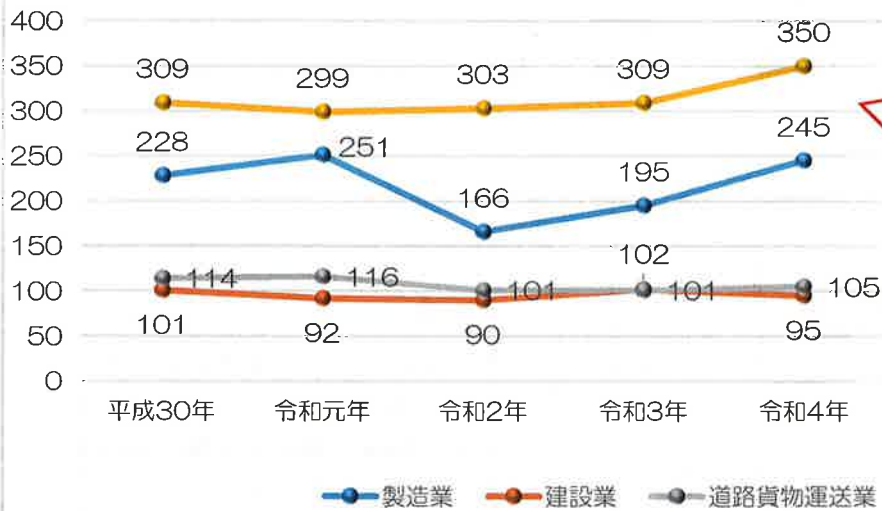
2 休業4日以上の労働災害について

4 休業4日以上の災害発生状況の推移（平成30年～令和4年）



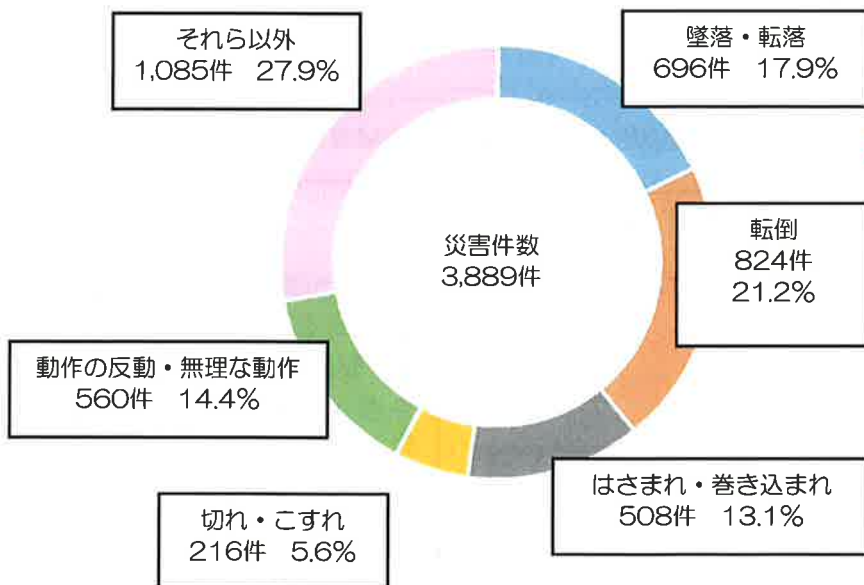
令和4年には、835件の労働災害が発生しており、過去5年間で最大の件数となりました。

5 休業4日以上の災害発生状況に係る主たる業種別推移（平成30年～令和4年）



業種別の災害発生状況の推移に目を向けると、「第三次産業」と「製造業」で増加傾向にあるほか、「建設業」と「道路貨物運送業」は横ばいが続いています。

6 休業4日以上の災害発生状況に係る事故の型別内訳（平成30年～令和4年）



事故の型別災害発生状況に目を向けると、「転倒」、「動作の反動・無理な動作」といういわゆる行動災害が全体の4割近くを占めています。

三重労働局

第14次労働災害防止計画

～死亡災害ゼロ・アンダー2,000を目指して～

I 計画が目指す社会

誰もが安全で健康に働くためには、労働者の安全衛生対策の責務を負う事業者や注文者のほか、労働者などの関係者が安全衛生対策について、自身の責任を認識し、真摯に取り組むことが重要となります。また、消費者・サービス利用者においても、事業者が行う安全衛生対策の必要性や、事業者から提供されるサービスに安全衛生対策に要する経費が含まれることへの理解が求められます。

昨今の経済情勢及び雇用情勢は、依然として厳しく、中小事業場の安全衛生対策の遅れも懸念されますが、それをやむを得ないとせず、事業者にとって、安全衛生対策に取り組むことが企業経営や人材確保・育成の観点からプラスになるとの理解を進めるとともに、安全衛生対策に取り組む企業が社会的にも評価される環境を整備することにより、主体的かつ自発的な安全衛生管理活動を促進・定着させ、誰もが安全で健康に働くことができる職場を実現させなければなりません。

II 計画の期間

2023年度から2027年度までの5か年間

III 計画の指標及び目標

関係者等が一体となって、「計画の重点事項」に取り組み、「指標」及び「目標」の達成を目指す。

死亡者数及び死傷者数の実績値は、2018年から2022年までの5年間で第13次労働災害防止計画期間中（以下「13次防期間中」という。）とし、2023年から2027年までの5年間で第14次労働災害防止計画期間中（以下「14次防期間中」という。）とします。

【指標と目標の考え方】

本計画において、事業者は、労働者の協力の下、「計画の重点事項」に取り組み、その成果を**指標**（アウトプット指標）として定め、三重労働局は、その達成を目指し、本計画の進捗状況を把握することとします。

また、**目標**（アウトカム指標）は、事業者が指標に定める事項を実施した結果として期待される事項であり、計画に定める取組事項の効果を検証します。

1 死亡災害

全産業について「死亡災害ゼロ」を目指し、14次防期間中の死亡者数を13次防期間中と比較して**5%以上減少**させる。

【目標】：14次防期間中の死亡者数を71人以下とする。

2 死傷災害

全産業について、死傷者数**2,000人未満**（「アンダー2,000」）を目指し、計画期間中の死傷者数を2022年と比較して2027年までに**減少**に転ずる。

【目標】：2022年の2,317人を2027年に2,316以下に減少させる。

IV 計画の重点事項

次の1から5までの5つの項目を重点事項とし、重点事項ごとに具体的な取組を推進します。

1 自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発等

- 安全衛生対策に取り組む事業者が社会的に評価される環境の整備
- 自主的な安全衛生活動、DX(デジタルトランスフォーメーション)の推進等

安全かつ安心して働くことができる職場づくりは、「コスト」では無く「**人的投資**」

- 労働者の**安全と健康**を守る
- 労働災害に伴う生産設備の停止や各種費用による**経済的損失を回避(軽減)**
- **人材の確保・育成**を始めとする**組織の活性化、業績向上、(社会的)価値の向上**

● 事業者に取り組んでもらいたいこと

- 安全対策や産業保健活動の意義を理解し、必要な安全衛生管理体制を確保した上で、事業場全体として主体的に労働者の安全と健康保持増進のための活動に取り組むなど。

2 業種別の労働災害防止対策

(1) 製造業

● 事業者に取り組んでもらいたいこと

- 危険性の高い機械設備の製造者、使用者がそれぞれにおいて**リスクアセスメント**を実施する。
- 製造者は製造時の**残留リスク情報**の使用者への**確実な提供**、使用者は労働者にその内容を**周知・教育**する。
- 機能安全の推進**により機械等の安全水準を向上させ、**合理的な代替措置による安全対策**を推進する。

指標（2027年まで）

機械による「はさまれ・巻き込まれ」防止対策として**リスクアセスメント**に取り組む事業場の割合を**70%以上**

目標

製造業における14次防期間中の**死傷者数(機械災害)**を13次防期間中と比較して**5%以上減少**

(2) 建設業

●事業者に取り組んでもらいたいこと

- ・墜落・転落のおそれのある箇所への**囲い、手すり等の設置、フルハーネス型墜落制止器具を確実に使用する**。
- ・はしご・脚立等の安全な使用の徹底等を実施する。
- ・墜落・転落災害防止に関する**リスクアセスメント**を実施する。
- ・作業場所の**暑さ指数**を測定し、**屋根、休憩場所、通風・冷房設備を設置**する。
- ・騒音対策として、**作業環境測定、健康診断、労働衛生教育等**を実施する。
- ・墜落災害防止強調月間（7月・12月）における墜落・転落防止の取り組みを推進する。

指 標（2027年まで）

墜落・転落災害防止に関し、**リスクアセスメント**に取り組む建設業の**事業場の割合**を2027年までに**85%以上**

目 標

建設業における14次防期間中の**死亡者数**を13次防期間中と比較して**15%以上減少**

(3) 道路貨物運送事業

●事業者に取り組んでもらいたいこと

- ・「**荷役作業における安全ガイドライン**」、「**交通労働災害防止のためのガイドライン**」、「**職場における腰痛予防対策指針**」に基づく取組を推進する。

「荷役5大災害」防止のポイント

1. **トラック・荷台等からの墜落・転落による災害**
⇒ 作業場所の高さに関わらず、必ず**保護帽を着用**すること。
2. **トラック・荷台等での荷崩れによる災害**
⇒ 荷を積み込むとき、必ず**積荷の状態を確認**すること。
3. **フォークリフト使用時における災害**
⇒ フォークリフトの運転者や周囲の労働者は、定められた**ルール（作業計画等）に基づき適切に行動**すること。
4. **トラックの無人暴走による災害**
⇒ トラックを降車するとき、必ず**逸走防止措置（※）**を行うこと。
（※）逸走防止措置：①パーキングブレーキ、②エンジン停止、③ギアロック、④輪止め
5. **トラック後退時における災害**
⇒ 後退誘導に係る**ルール（作業計画等）を定め、後方確認**ができる場合にも、**トラックを後退**させること。

指 標（2027年まで）

「道路貨物運送業における荷役作業における**安全ガイドライン**」に沿った**対策を講じる事業場**を**55%以上**

目 標

道路貨物運送業における14次防期間中の**死傷者数**を13次防期間中と比較して**5%以上減少**

(4) 林業

●事業者に取り組んでもらいたいこと

- ・伐木等の際にはあらかじめ**待避場所を決めておき、伐倒する者以外の労働者を立ち入らせない**ようにする。
また、**立入禁止**について**縄張、標識等**で明示する。
- ・**連絡責任者を定め、緊急時の連絡体制を整備**する。
- ・チェーンソーを使用する際は、**下肢を保護する防護衣を着用**させる。
- ・かかり木処理について、**かかっている木を伐倒したり、かかり木に激突させるためにかかり木以外の立木を伐倒させない**。

指 標（2027年まで）

「伐木等作業の**安全ガイドライン**」に基づく措置を実施する**林業の事業場の割合**を2022年と比較して**20ポイント以上増加**

目 標

林業における14次防期間中の**死傷者数**を13次防期間中と比較して**15%以上減少**

(5) 小売業

●事業者に取り組んでもらいたいこと

- 「**行動災害防止対策**」及び「**高齢労働者の労働災害防止対策**」に取り組む。

(6) 社会福祉施設

●事業者に取り組んでもらいたいこと

- ・【作業に合った**腰痛予防対策**】
 - 介護・看護**：身体への負担軽減のための介護技術（**ノーリフトケア**）や介護機器等を導入する。
 - 荷物取扱い**：人力による重量物の取扱いをできるだけ避け、**リフターや自動搬送装置**を使う、**重量物注意の警告表示**を行う。等

指 標（2027年まで）

介護・看護作業において**ノーリフトケア**を導入している**事業場の割合**を2022年より**増加**

目 標（2027年まで）

社会福祉施設での**腰痛の死傷年千人率**を2022年と比較して**減少**

3 災害別の労働災害防止対策

(1) 墜落・転落災害

(2) 機械災害

(3) 爆発・火災の災害

(4) 交通労働災害

(5) 行動災害(労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進)

ア【転倒災害】

●事業者に取り組んでもらいたいこと

- ・転倒災害は、加齢による骨密度の低下が顕著な中高年齢女性を始めとして、極めて**高い発生率**となっており、対策を講ずべき**リスク**であることを**認識**する。
- ・転倒しにくい環境づくり(段差の解消・見える化、通路や作業場所の床の水等の拭き取り、整理整頓の徹底等の**ハード対策**)と併せて、個々の労働者の転倒や怪我のしやすさへの対応(転倒等リスクチェックの実施と結果を踏まえた運動プログラムの導入等、骨粗しょう症検診の受診勧奨等の**ソフト対策**)に取り組む。
- ・特に第三次産業において、注意喚起をしておくことで防げた災害も多いことから、**パート・アルバイトの労働者も含めて安全衛生教育を着実に実施**する。

指 標 (2027年まで)

- 転倒防止(ハード・ソフト両面からの対策)に取り組む**事業場の割合を50%以上**
- 第三次産業における**正社員以外への安全衛生教育の実施率を20ポイント以上増加**

目 標 (2027年まで)

- 転倒の**死傷年千人率**を2022年と比較して**増加に歯止め**
- 転倒による**平均休業見込日数**を**40日以下**

イ【腰痛災害】

腰痛災害は、**陸上貨物運送事業、保健衛生業**で多発しており、職場復帰まで長い期間がかかるほか、経験年数の短い労働者も被災している。「**職場における腰痛予防対策指針**」を参考に、作業態様に応じた腰痛予防対策に取り組む。(目標は社会福祉施設と同じ)

(6) 高年齢労働者の災害

●事業者に取り組んでもらいたいこと

・エイジフレンドリーガイドラインを踏まえた対策

1. **安全衛生管理体制の確立等**
(経営トップ自ら安全衛生方針を表明し、担当組織・担当者を指定、リスクアセスメントの実施)
2. **職場環境の改善**
(身体機能の低下を補う設備・装置の導入、高年齢労働者の特性を考慮した作業管理、勤務形態等の工夫)
3. **高年齢労働者の健康や体力の状況の把握**
(健康測定等により、事業者、高年齢労働者双方が健康や体力の状況を客観的に把握)
4. **高年齢労働者の健康や体力の状況に応じた対応**
(把握した状況に応じて適合する業務をマッチング、身体機能の維持向上への取組)
5. **安全衛生教育**
(写真や映像等の情報を活用した安全衛生教育、経験のない業種や業務に従事する場合の丁寧な教育訓練)

指 標 (2027年まで)

「**エイジフレンドリーガイドライン**」に沿った対策を講じる**事業場の割合を50%以上**

目 標 (2027年まで)

60歳以上の**高年齢労働者の死傷年千人率**を2022年と比較して**増加に歯止め**

(7) 多様な働き方への対応や外国人労働者等の災害

●事業者に取り組んでもらいたいこと

- ・「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」(令和3年3月改定)や「副業・兼業の促進に関するガイドライン」(令和4年7月最終改定)に基づく労働者の安全と衛生を確保する。
- ・**外国人労働者への安全衛生教育や健康管理を実施**する。
 - 外国人労働者が、内容を確実に**理解できる方法**で行う。(母国語や視聴覚教材の使用)
 - 使用させる機械等、原材料等の**危険有害性**や**取扱方法**を確実に**理解**させる。
 - 標識、掲示及び表示等に**図解**を用いるとか、**母国語**で注意喚起語を**表示**する。等

指 標 (2027年まで)

外国人労働者に分かりやすい方法で災害防止教育を行っている**事業場の割合を50%以上**

目 標 (2027年まで)

外国人労働者の**死傷年千人率**を4.0以下

4 労働者の健康確保対策

(1) メンタルヘルス対策

(2) 過重労働対策

(3) 産業保健活動の推進

●事業者に取り組んでもらいたいこと

➤ メンタルヘルス対策

- ・ストレスチェックの実施にとどまらず、ストレスチェックの結果をもとに**集団分析**を行い、**職場環境の改善**を実施する。
- ・**職場のハラスメント防止対策**に取り組む。

➤ 過重労働対策

- ・**長時間労働者への医師による面談指導**や、産業保健スタッフ(保健師、看護師等)による**相談支援**を受けるよう**勧奨**する 他。

➤ 産業保健活動の推進

- ・事業場の状況に応じて必要な**産業保健活動**を実施する。
- ・**治療と仕事の両立**において、支援を必要とする労働者が申し出しやすいよう、**職場環境の整備**や**両立支援コーディネーター**を活用した円滑な**支援**を図る。

指標 (2027年まで、一部 2025年まで)

- メンタルヘルス対策に取り組む50人未満の事業場の割合を**70%以上**
- 50人未満の事業場のストレスチェック実施の割合を**40%以上**
- 年次有給休暇の取得率を**70%以上**(2025年まで)
- 勤務間インターバル制度の導入を**促進**する(2025年まで)
- 必要な産業保健サービスの**提供を促進**

目標

- 自分の仕事や職業生活に関することで強い不安、悩み、**ストレス**があると**する労働者の割合**を2027年までに**減少**
- 最も時間外・休日労働の多い労働者の時間外・休日労働時間数が**月80時間を超える事業場の割合**を2025年までに**10%以下**
- 労働者の健康障害全般を予防し、**健康診断有所見率等の改善**

5 化学物質等による健康障害防止対策

(1) 化学物質対策

●事業者に取り組んでもらいたいこと

従来個別規制に加えて、国によるGHS分類で危険性・有害性が確認されたすべての化学物質について、

- ・**危険性・有害性の情報を伝達**(譲渡・提供時のラベル表示・SDS表示)する。
* SDSには、必要な保護具の種類も含め「想定される用途及び当該用途における使用上の注意」も記載
- ・**リスクアセスメントを実施**(製造・取り扱い時)する。
- ・労働者が**吸入する濃度**を国が定める**濃度基準値以下**に**管理**する。
- ・薬傷や皮膚吸収による健康影響を防ぐため、労働者に**保護眼鏡、保護手袋等**を使用する。

指標 (2023年と比較して)

危険性又は有害性が把握されている化学物質のうち、

- 義務対象となっていない物質について、ラベル表示・SDSの交付を行っている事業場の割合を、2025年までに、ラベル表示を**10ポイント以上**、SDS交付を**5ポイント以上増加**
- 義務対象となっていない物質について、リスクアセスメントを行っている事業場の割合を2025年までに**10ポイント以上増加**及びリスクアセスメントの結果により労働者の危険又は健康障害を防止する**必要な措置**をしている事業場の割合を2027年までに**10ポイント以上増加**

目標

14次防期間中の化学物質の性状に関連の強い**死傷者数**(有害物等との接触、爆発、火災によるもの)を13次防期間中と比較して**5%以上減少**

(2) 石綿・粉じん対策

●事業者に取り組んでもらいたいこと

- ・建築物石綿含有建材調査者講習を修了した者等による**事前調査**(*)を確実に実施し、**調査結果に基づき適切に石綿ばく露防止対策**を講じる。 * 令和5年10月施行(工作物の事前調査は令和8年1月施行)
- ・第10次粉じん障害防止総合対策に基づき、**呼吸用保護具の適正な選択及び使用の徹底**等による自主的取組を推進する。

(3) 熱中症、騒音対策

●事業者に取り組んでもらいたいこと (・熱中症対策)

- 作業場所の**暑さ指数(WBGT値)**を測定し、暑さ指数低減のために**屋根、休憩場所、通風・冷房設備**を設置する。
- あらかじめ**労働衛生教育**を行い、管理体制を整え、**発症時・緊急時の措置**を確認、周知する。
- 労働者に日常の**健康管理の意識付け**、**暑熱順化**、定期的に**水分・塩分**を摂取、異変を感じたら**躊躇なく周囲の者に申し出**をさせる。

指標 (2027年まで)

熱中症災害防止のために**暑さ指数を把握し活用**している**事業場の割合**を2022年と比較して**増加**

目標

14次防期間中の**熱中症**による**死傷者数**を13次防期間中と比較して**減少**

●事業者に取り組んでもらいたいこと (・騒音対策)

- 作業場の**騒音レベル**を評価し、**騒音源の低騒音化・除去**のほか、**遮音**などの対策を実施する。
- 必要かつ十分な遮音値の**聴覚保護具**を労働者に**着用**させる。
- 半年以内ごとに1回(雇入れの際または配置替えの際に)、**健康診断**を実施する。

(4) 電離放射線対策

●事業者に取り組んでもらいたいこと

医療従事者の**被ばく線量管理**と**被ばく低減対策**の取組を推進するほか、被ばく線量の測定結果の記録等の保存を徹底する。

『令和5年 死亡災害撲滅・アンダー2,000 みえ推進運動』実施要綱

三重労働局

1 労働災害防止の意義

労働災害は「人命尊重」という基本理念において、本来あってはならないものであり、ひとたび労働災害が発生すれば労働生産性を阻害し、健全な企業経営を損なうこととなる。一方、安全で健康な職場は、労働者の士気の向上と職場環境の改善等と相まって労働生産性を向上させ、企業が行う働き方改革にも資する。

経営首脳者は安全衛生対策について、事業者の責務であり、更に「費用としての人件費から、資産としての人的投資」への変革の促進が掲げられ、経営戦略の観点からもその重要性が高まっている点を認識することが求められる。

労働者の安全衛生対策が人材確保の観点からもプラスになることが知られおり、労働者の安全衛生対策に積極的に取り組む事業者が社会的に評価される環境の醸成と、安全と健康の確保の更なる促進を図ることが望まれる。

2 趣旨

県内の労働災害発生状況をみると、事業者をはじめ事業者団体及び労働災害防止団体等の弛まぬ取組により、1980年(昭和55年)の休業4日以上死傷者数(以下、「死傷者数」という。)7,762人をピークに、およそ4年から5年ごとに1,000人ずつ着実に減少し、2000年(平成12年)には3,000人を下回る事となった。

しかしながら、その後においては、減少傾向に鈍化がみられ、三重労働局第13次労働災害防止計画(平成30年度～令和4年度)期間中においても2,000人を下回ることができず、目標の「アンダー2,000」を達成することができなかった。

近年の労働災害発生状況をみると死傷者数は、横ばいから増加に転じている状況にあり、令和4年においては、2,317人となり、2年連続して増加に転じている。また、令和5年においても、死傷者数は増加傾向にあり、死亡災害も、3月8日現在で7人(前年同時期比+6人)となり「労災死亡事故非常事態宣言」を発令したところである。

本年4月からは三重労働局第14次労働災害防止計画(令和5年度～令和9年度)がスタートしており、その初年度の取組とし、死亡災害の撲滅と死傷者数の増加に歯止めをかけ、令和9年までに死傷者数2,000人未満の達成を目指し、『令和5年 死亡災害撲滅、アンダー2,000 みえ推進運動』(以下「アンダー2,000 みえ推進運動」という。)の名称のもと、安全衛生推進運動を県内に広く展開する。

3 実施期間

令和5年6月1日から12月31日まで

4 主催

三重労働局・各労働基準監督署

5 重点事項

(1) 重点災害

- ① 墜落・転落災害
- ② 機械災害（「はさまれ・巻き込まれ」及び「切れ・こすれ」災害）
- ③ 行動災害（「転倒」、「腰痛」災害等）
- ④ 高年齢労働者の災害
- ⑤ 化学物質等による災害（熱中症を含む）

(2) 重点業種

- ① 製造業
- ② 建設業
- ③ 道路貨物運送業
- ④ 小売業
- ⑤ 社会福祉施設

6 三重労働局の実施事項

- (1) 下記11に掲げる労働災害防止団体等に対する要請及び前記団体以外の事業者団体等への周知・啓発
- (2) 三重県小売業SAFE協議会、三重県社会福祉施設SAFE協議会の運営を通じた業種団体等構成員への周知・啓発
- (3) 労働災害防止団体等で構成する『死亡災害撲滅、アンダー2,000みえ推進会議（仮称）』（以下「アンダー2,000みえ推進会議」という。）の開催
- (4) 『死亡災害撲滅、アンダー2,000みえ推進大会（仮称）』（以下「アンダー2,000みえ推進大会」という。）の開催（7/5 予定）
- (5) 「アンダー2,000みえ推進運動」の実施期間中、労働災害防止に係る重点テーマの毎月の設定及び取組に向けた周知の実施
- (6) 三重労働局ホームページに「アンダー2,000みえ推進運動」に係る特設ページを掲載
- (7) 『死亡災害撲滅、アンダー2,000みえ推進トライアル（仮称）』（以下「アンダー2,000みえ推進トライアル」という。）の実施
- (8) 「アンダー2,000みえ推進運動」に係る周知・啓発用のグッズ（ポスター、チラシ、のぼり旗等）の作製と配布
- (9) 事業場が目標設定などで活用できる「アンダー2,000みえ推進運動」のロゴマークの作成

(10) その他、効果的な広報等の実施

7 労働基準監督署の実施事項

- (1) 前記5の重点事項等に対する事業者への指導・援助
- (2) 労働災害防止団体の各分会、地区労働基準協会、主要事業者団体、業種団体等に対する要請または周知・啓発
- (3) 会議・会合・安全パトロール等あらゆる機会を活用した事業場に対する周知・啓発
- (4) 労働基準監督署独自の「アンダー2,000 みえ推進運動」に係る行政施策の実施

8 労働災害防止団体等の協力団体の実施事項

- (1) 「アンダー2,000 みえ推進会議」への参加
- (2) 会員に対する「アンダー2,000 みえ推進運動」への参加勧奨
- (3) 会員に対する「アンダー2,000 みえ推進大会」への参加勧奨
- (4) 会員に対する「アンダー2,000 みえ推進トライアル」の参加勧奨
- (5) 労働災害防止団体については、独自の労働災害防止に係る目標設定と「アンダー2,000 みえ推進運動」に係る計画的な安全衛生活動の実施

9 上記8以外の事業者団体等の実施事項

- (1) 「アンダー2,000 みえ推進運動」の周知・啓発
- (2) 会員に対する「アンダー2,000 みえ推進大会」への参加勧奨
- (3) 会員に対する「アンダー2,000 みえ推進トライアル」への参加勧奨

10 事業者の実施事項

- (1) 前記5の重点事項の(1)の重点災害①～⑤に係る労働災害防止への一層の取組
 - ①墜落・転落災害
 - ア 足場・屋根からの墜落・転落防止
 - イ 脚立・はしご・階段からの墜落・転落防止
 - ウ トラックの荷台からの墜落・転落防止
 - エ 「墜落災害防止強調月間(7・12月)」の重点的な取組
 - ②機械災害(「はさまれ・巻き込まれ」及び「切れ・こすれ」災害)
危険性の高い機械設備に対するリスクアセスメント及びリスク低減措置の実施
 - ③行動災害(「転倒」、「腰痛」災害等)
 - ア 「STOP! 転倒災害プロジェクト」に基づく次の事項
 - (ア) 作業通路における段差や凹凸、突起物、継ぎ目等の解消
 - (イ) 照度の確保、手すりや滑り止めの設置

- (ウ) 危険箇所の表示等の危険の「見える化」の実施
- (エ) 安全衛生教育の実施
- イ 「事業場における腰痛予防対策指針」を参考に作業態様に応じた腰痛予防対策の実施
- ④高年齢労働者の災害
 - 「エイジフレンドリーガイドライン」に基づき、高年齢労働者の就労状況等を踏まえた安全衛生管理体制の確立、職場環境の改善等の取組を進める。
- ⑤化学物質等による災害（熱中症を含む）
 - ア 化学物質管理者の選任及び入手したSDS等に基づく化学物質リスクアセスメント等の実施及びその結果に基づく自律的なばく露低減措置を実施する。
 - イ 「職場における熱中症予防基本対策要綱」を踏まえ、暑さ指数の把握とその値に応じた措置を適切に実施する。
- (2) 事業場が策定した令和5年(度)年間安全衛生管理計画に基づく確実な取組の実施
- (3) 「アンダー2,000 みえ推進大会」への参加
- (4) 「アンダー2,000 みえ推進トライアル」への参加

11 協力団体

- 建設業労働災害防止協会 三重県支部
- 陸上貨物運送業労働災害防止協会 三重県支部
- 林業・木材製造業労働災害防止協会 三重県支部
- 港湾運送事業労働災害防止協会 東海総支部四日市支部
- (一社) 三重労働基準協会連合会
- (一社) 日本ボイラ協会 三重支部
- (一社) 日本クレーン協会 三重支部
- (公社) 建設荷役車両安全技術協会 三重県支部
- (一社) 日本労働安全衛生コンサルタント会 三重支部
- (独行) 三重産業保健総合支援センター
- 三重県 RST トレーナー会
- 桑名・四日市・津・松阪・伊勢・伊賀・熊野尾鷲地区労働基準協会



死亡災害撲滅・ アンダー2,000みえ 推進大会

日時 令和5年 7月5日(水)
13:30~15:30 (受付13:00~) 定員200人

会場 三重県総合文化センター 小ホール
津市一身田上津部田1234

プログラム

- 厚生労働大臣安全衛生優良事業場表彰受賞紹介
- 説明「第14次労働災害防止計画について」
三重労働局
- SAFEコンソーシアムの取組み紹介
- 安全衛生優良事業場における事例発表
厚生労働大臣安全衛生表彰受賞事業場
- 講演「行動災害防止について」
中央労働災害防止協会

STOP! 熱中症
クールワークキャンペーン
【会場ロビー】

- ・WBGT測定の実演
- ・熱中症予防・対策用品の展示など

を行います

お申込はこちらから
(郵送でのお申込みの場合は、裏面へ)



主催 厚生労働省三重労働局
共催 (一社)三重労働基準協会連合会、建設業労働災害防止協会三重県支部、陸上貨物運送事業労働災害防止協会三重県支部、林業・木材製造業労働災害防止協会三重県支部、港湾貨物運送事業労働災害防止協会四日市支部、(一社)日本ボイラ協会三重支部、(一社)日本クレーン協会三重支部、(公社)建設荷役車両安全技術協会三重県支部、(一社)日本労働安全衛生コンサルタント会三重支部、(独)三重産業保健総合支援センター、三重県RSTトレーナー会

協力 各地区労働基準協会

お問合せ先 三重労働局 労働基準部 健康安全課 TEL 059-226-2107

「令和5年 死亡災害撲滅 ・ アンダー2,000みえ推進大会」申込書

事業場・団体名 _____

所 在 地 _____

令和5年7月5日開催の推進大会に下記のとおり申し込みます。

職 名	氏 名

申し込み担当者の職・氏名 及び連絡先（電話番号）	TEL ()
-----------------------------	---------

●郵送による申し込みの注意事項

- 1 申込方法 本申込書に必要事項を記入の上、郵送により各事業場単位で（例：〇〇本社、
〇〇支店、〇〇工場、〇〇店など）、申し込みください。
- 2 郵送先 〒514-8524 津市島崎町327-2 三重労働局 労働基準部 健康安全課
- 3 問合先 TEL 059-226-2107
- 4 その他 定員（200人）になり次第締め切ります。締め切りについては、三重労働局の
ホームページ（「死亡災害撲滅・アンダー2,000みえ」特設ページ）に掲載します。

注： 参加券は発行しませんので、推進大会当日は、当該申込書（写）をご持参ください。

インターネットでの申込みは、こちらから ⇒

三重労働局ホームページの「死亡災害撲滅・アンダー2,000みえ」
のコーナーからも申込みができます。



四日市労働基準監督署 第14次労働災害防止対策

～ 令和5年 チャレンジアンダー^{スリーセブン}777 ほくせい ～

【第14次労働災害防止計画とは・・・？】

第14次労働災害防止計画（以下、「14次防」といいます。）は、労働安全衛生法第6条に基づき厚生労働大臣が定める5か年計画のうちの、14回目の計画（令和5年度を初年度とする令和9年度までの5か年計画）

I 計画が目指す社会

誰もが安全で健康に働くためには、労働者の安全衛生対策の責務を負う事業者や注文者のほか、労働者を含めた全ての関係者が、その安全衛生対策について、自身の責任を認識し、真摯に取り組むことが重要です。

また、消費者・サービス利用者においても、事業者が行う安全衛生対策の必要性や、事業者から提供されるサービスの中に、安全衛生対策に要する経費が含まれることへ理解することが必要です。

昨今の経済情勢及び雇用情勢は、依然として厳しく、中小事業場の安全衛生対策の遅れも懸念されますが、それをやむを得ないこととせず、事業者にとって、安全衛生対策に取り組むことが企業経営や人材確保・育成の観点からプラスになるとの理解を進めるとともに、安全衛生対策に取り組む企業が社会的にも評価される環境を整備することにより、主体的かつ自発的な安全衛生活動を推進・定着させ、誰もが安全で安心して健康に働くことができる職場を実現させなければなりません。

II 全産業における目標

《四日市労働基準監督署の取り組み方針》

目標 死亡災害：死亡災害撲滅。

死傷災害：14防期間中の死傷者数を13次防期間中と比較して、5%以上減少させる。

四日市労働基準監督署では、上記目標を早期に達成することを目指し、『令和5年チャレンジアンダー^{スリーセブン}777ほくせい推進運動』を展開し、年間の死傷者数を777人以下にするとともに、14次防最終年には、年間の死傷者数を700人以下とするような計画を立て推進していきます。

	令和4年	13次防 期間中の合計	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	14次防 期間中の合計
休業4日以上 の死傷者数	835人 確定	3,889人 確定	777人 目標	750人 目標	725人 目標	700人 目標	700人 目標	3,652人



上記の目標を達成するために展開する『令和5年チャレンジアンダー^{スリーセブン}777ほくせい推進運動』については、各事業者及び労働者のみなさまの協力が不可欠ですので、よろしくお願いいたします。

iii 自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発

- 安全衛生対策に取り組む事業者が社会的に評価される環境の整備
- 自主的な安全衛生活動、DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進等

安全かつ安心して働くことができる職場づくりは、『コスト（経費）』ではなく将来に向けた『人的投資』

- 労働者の安全と健康を守る
- 労働災害に伴う生産設備の停止や各種費用による経済的損失を回避（軽減）
- 人材の確保・育成をはじめとする組織の活性化、業績向上、（社会的）価値の向上

☆ 事業者に取り組んでいただきたいこと

安全対策や産業保健活動の意義を理解し、必要な安全衛生管理体制を確保したうえで、事業場全体として主体的に労働者の安全と健康保持増進のための活動に取り組むなど。

Ⅲ 業種別の労働災害防止対策

【目標】（三重労働局設定）

《製造業》

- リスクアセスメントに取り組む事業場の割合を70%以上とする。
- 製造業における14次防期間中の機械災害による死傷者数を13次防期間中と比較して5%以上減少させる。

《建設業》

- リスクアセスメントに取り組む事業場の割合を85%以上とする。
- 建設業における14次防期間中の死亡者数を13次防期間中と比較して15%以上減少させる。

《道路貨物運送業》

- 荷役作業における安全ガイドラインに基づく措置を実施する道路貨物運送業の事業場の割合を令和9年までに55%以上とする。
- 道路貨物運送業における14次防期間中の死傷者数を13次防期間中と比較して5%以上減少させる。

		13次防期間中の 数値（確定）	14次防期間中の 数値（目標）	備考
製造業	リスクアセスメント	62.6%	70.0%	
	機械災害死傷者数	203人	190人	6.4%減少
	死傷者数（署独自）	1,085人	1,000人	7.8%減少
建設業	リスクアセスメント	78.9%	85.0%	
	死亡者数	17人	13人	23.5%減少
	死傷者数（署独自）	480人	450人	6.3%減少
道路貨物 運送業	安全ガイドライン	50.0%	55.0%	
	死傷者数	537人	510人	5.0%減少
社会福祉施設	死傷者数（署独自）	258人	240人	7.0%減少

Ⅳ 行動災害防止対策

【目標】（三重労働局設定）

《転倒災害》

- 転倒の死傷年千人率を、令和4年と比較して、令和9年までに増加に歯止めをかける。
労働者数は、「平成26年度経済センサス基礎調査」「平成26年、29年、令和3年、4年労働力調査」から推計し、四日市署管内の労働者数を280,820人と推計。

《腰痛災害》

- 「職場における腰痛予防対策指針」を参考に、作業態様に応じた腰痛予防対策に取り組む

		13次防期間中の 数値（確定）	14次防期間中の 数値（目標）	備考
転倒災害	死傷年千人率	0.65	0.6	令和9年の転倒死傷者数を168人以下。
	死傷者数（署独自）	824人	800人	2.9%減少
腰痛災害	死傷者数（署独自）	162人	150人	7.4%減少

Ⅴ 高齢労働者・外国人労働者の労働災害防止対策

【目標】（三重労働局設定）

《高齢労働者》

- 60歳以上の高齢労働者の死傷年千人率を令和4年と比較して、令和9年までに増加に歯止めをかける。
労働者数は、「平成26年度経済センサス基礎調査」「平成26年、29年、令和3年、4年労働力調査」から推計し、四日市署管内の高齢労働者数を65,384人と推計。

《外国人労働者》

- 外国人労働者の死傷年千人率を令和9年までに、4.1以下とする。
労働者数は、「平成26年度経済センサス基礎調査」「平成26年、29年、令和3年、4年労働力調査」から推計し、四日市署管内の外国人労働者数を11,470人と推計。

		13次防期間中の 数値（確定）	14次防期間中の 数値（目標）	備考
高齢労働者	死傷年千人率	3.99	3.90	令和9年の高齢労働者死傷者数を254人以下。
	死傷者数（署独自）	1,105人	1,000人	9.5%減少
外国人労働者	死傷年千人率	5.40	4.10	令和9年の外国人労働者死傷者数を47人以下。
	死傷者数（署独自）	294人	250人	15.0%減少

Ⅵ 労働衛生対策

【目標】（三重労働局設定）

《健康確保対策》

- メンタルヘルス対策に取り組む小規模事業場（50人未満）の割合を令和9年までに70%以上とする。
- 小規模事業場（50人未満）におけるストレスチェック実施の割合を令和9年までに40%以上とする。
- 最も時間外・休日労働の多い労働者の時間外・休日労働時間数が月80時間を超える事業場の割合を令和7年までに10%以下とする。

《熱中症対策》

- 14次防期間中の熱中症による死傷者数を13次防期間中と比較して減少させる。

		13次防期間中の 数値（確定）	14次防期間中の 数値（目標）	備考
健康確保 対策	小規模事業場 メンヘル対策	66.0%	70.0%	
	小規模事業場 ストレスチェック	32.8%	40.0%	
	過重労働対策	14.7%	10.0% (令和7年)	
熱中症	死傷者数	21人	15人	28.6%減少